

委員会提出議案第7号

子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで拡充を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和5年12月21日

岩倉市議会議長 関戸郁文様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 井上真砂美

子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで拡充を求める意見書

子ども医療費助成は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。子ども医療費助成を含む福祉医療制度は、愛知県民にとってかけがえのない優れた制度である。

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は53市町村（98%）が実施している。さらに、入院・通院とも「18歳年度末まで無料」は岩倉市を含む30市町村（56%）が実施し、入院の「18歳年度末まで無料」は51市町村（94%）が実施している。（令和5年8月1日時点、実施予定を含む）

一方で、愛知県制度の対象範囲は平成20年度以降改定されず、県内の市町村の水準には大きな後れをとっている。この間、鳥取県や群馬県が県制度として通院・入院とも18歳年度末までの対象年齢引き上げ、自己負担・所得制限なく窓口無料とすることを発表している。

このように全国で対象拡大が進められる中、愛知県でも通院・入院ともに18歳年度末までの対象年齢引き上げが求められている。

以上のことから、愛知県において、次の事項の改善を求める。

- 1 子ども医療費助成制度を18歳年度末まで拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先 愛知県知事